

「平成26年度第5回熊本市大規模小売店舗立地協議会」議事録（要旨）

I 日 時 平成27年2月4日（水） 11:00～11:30

II 場 所 熊本市役所別館（駐輪場）8階会議室

III 委員名簿 別添協議会資料のとおり

IV 事務局 熊本市農水商工局商工振興課

V 次 第

1 開会

2 議事 「ゆめマート長嶺店・明林堂書店長嶺店」に対する意見（案）について

3 閉会

VI 協議結果概要

事務局から届出概要、住民等・学識経験者・関係各課からの意見・要望事項の提出状況、市意見案と考え方について説明し、協議を行った。

1 「ゆめマート長嶺店・明林堂書店長嶺店」に対する意見について

〔事務局説明〕

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
 - また、学識経験者及び関係各課の指摘内容に対する設置者の対応を踏まえ、以下5点の留意事項を付記。
- (1) 本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じるおそれが認められる場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
 - (2) オープン時や大売出し時等において来客車両による混雑が予想される場合は、交通誘導員の適正な配置により車両の整理及び歩行者の安全確保等に努めるとともに、交通量が増加する通勤時間帯及び帰宅時間帯における交通誘導員の配置についても検討すること。
 - (3) 営業時間内における荷さばき計画がなされていることから、来退店車両及び歩行者との交通事故等が発生しないよう、交通誘導員の配置等を検討のうえ、荷さばき車両の安全な誘導に努めること。
 - (4) 「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、緑化目標値である敷地面積の20%以上を緑化するよう努めること。
 - (5) 本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、一定規模未満の大型店に対して求めている地域貢献の実施等に積極的に取り組むこと。

[質 疑]

- 大店立地法に直接関係があるものではないが、障がい者の方々若しくは高齢者で車椅子等を使われる方々が増えてきており、身障者用駐車台数を増やした方がいいのではと個人的には思っている。警察でそのあたりを指導することはあるのか。
(荒井委員：元熊本学園大学教授)
- 交通協議のなかで身障者の方々或いは高齢者の方々、歩行者等の動線を確保していただきたいとの指導を行っている。当該駐車場の台数については法的根拠がないため要望に留まっているが、その配置については、適切な場所を検討するよう指導のうえ事前相談の手続きに移行していただいている。(木庭委員：警察本部交通規制課長)
- 経済活動を阻害する意図はないが、身障者用駐車台数の増加だけでなく、屋根を設ける等の措置も検討してもらえよう要望していただきたい。(荒井委員：元熊本学園大学教授)
- 関連してだが、駐車場から降りて店舗入口までの動線について歩道が整備されていない店舗が多いと思われるが、安全確保のため歩車分離を図ることが望ましいと考えている。(磯田委員：熊本高等専門学校嘱託教授)
- 基本的に身障者用駐車枠は店舗前面に設けるよう指摘している。今後も指摘が反映されるよう努めるとともに、可能な限り物理的な歩車分離を行っていただけるよう、あくまでお願いにはなるが、交通管理者として要望していきたい。(木庭委員：警察本部交通規制課長)
- 市の意見書の留意事項(4)について、届出に対する指摘を踏まえて設置者が緑地面積を増加させたことは評価しているが、当該増加により敷地面積の20%の緑化は達成していないのか。(内野委員：熊本大学名誉教授)
- 設置者が新たに増加させた緑地は90㎡、届出面積との合計で1,054㎡となり、敷地面積に対する緑化面積は11%となるが、基準は満たしていないため、留意事項として付記を検討している。(事務局)
- 届出上の緑化割合は何%か。(原山委員：農水商工局次長)
- 10%。(事務局)

[総 括]

本件については、市の意見はなし、ただし、留意事項として意見案に記載の内容を設置者へ通知する。